

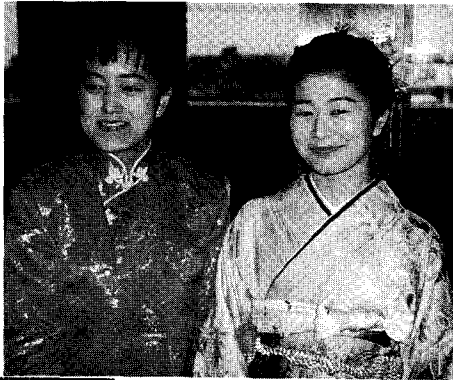
広報あがり 2

No.385

■発行/赤池町役場〒822-11 福岡県田川郡赤池町大字赤池1146番地の1 ☎0947(28)2004 ■編集/総務課

☆町の人口10,384人(+74)男4,877人(+20)女5,507人(54)世帯合計3,628(-6)平成6年12月31日現在()は前年同月との比較です

20歳 はたちの の



顔 Face

1月3日成人式より



視点

戦後最大の惨事となった阪神大震災(兵庫県南部地震)は、1月28日現在で死者五千九十二人、行方不明十四人、負傷者二万六千七百九十八人、家屋損壊九万五千七百八十八家屋となっている。住宅、建築物の廃棄物は東京ドーム十五杯分に相当する約六百万トンにもなる▼1月17日、いつもどおり、7時頃起床してテレビのスイッチを入れた。関西地区に地震発生の情報が出され、死者五名、火災が発生したことを伝えていた。しかし、時間が経ち、テレビ画面では、がれきと化した街と、燃えたつ炎が映し出され、死者や行方不明の数はまたたく間に増える。傷を負った老婆に、テレビリポーターが質問していたが、痛々しい姿に絶句する姿は生々しかった▼救助活動が進まない。がれきの下敷きになっている人がいるが、なかなか救助できない。火災は拡大する。消火活動も道路の寸断や水不足で思うようにはかどらない。被災者の方も私たちも歯がゆい思いであった▼全国で救援活動が始まった。赤池町でも義援金の受け付けを行っているが、その行動は早い。一円玉から一万円札まで、ありがたいうち▼命を守ることは、まず①自分を守る②家族を守る③隣を守る④地域を守る。このことが大切です。と江森陽弘さんは教えてくれた。

赤池町政治倫理条例を制定

昨年12月に開催された、町議会で「赤池町政治倫理条例」が可決、制定されました。

政治倫理とは、そして政治倫理条例とは何なのでしょう。この赤池の政治がいつまでも清潔であり、明るいまちづくりを行うためには、この条例を支える町民のみなさんのご協力が必要です。そこで、この条例の概要をお知らせします。

政治倫理って何でしょう

政治家とお金にまつわる事件は、国会議員や地方議員を問わず、数多くあります。近年では、昭和五十八年のロッキード事件で当時の田中首相の有罪判決やリクルート事件、佐川急便事件など国会議員や秘書、官僚、贈賄側の企業などの「構造汚職」や「複合汚職」。地方自治体でも首長や議員の贈収賄事件も多くありました。

これらの反省の上に、国会レベルでは、資産公開制度などが導入されました。

倫理はモラルや道徳のことですが、政治倫理とは、政治家がその地位を利用して不正をすることを戒める基準です。政治家の不正に対する法的手段としては「リコール」「監査請求」や議会が調査できる「百条調査」がありますが、手

続きがややこしく困難です。そこで、有権者のみなさんの信頼を裏切ることのないように、政治倫理を確立するために条例を設けようとする動きが十年前くらいからでてきました。国の法律で、地方自治体の首長（町長）の資産等の公開について、平成七年十二月三十一日までに条例の制定が義務付けられ、その事も踏まえ、赤池町でも昨年三月に審議会が発足し、十二回におよぶ審議を経て、十一月に答申がなされ、議会に提案され、可決成立されました。

現在、全国的に政治倫理条例を制定しているところや、審議中などの自治体は相当数になっていいます。福岡県内では13市町が制定し

ています。政治倫理条例を最初に制定したのは、大阪府堺市ですが、その基本は、アメリカ政府倫理法だそう。そして、その内容は、政府高官、裁判官、議員とその配偶者、同居人の資産公開だそう。政治倫理条例の主な柱は、この資産公開と問責制度です。問責制度とは、政治家が起した犯罪に対する責任を問う住民への説明会の請求権のことです。

政治倫理条例とは何でしょう

この条例を実のあるものとするためには、対象となる政治家のみならず、皆さんの活動努力の必要性は当然ですが、何と云っても、私たち町民一人ひとりの認識が必要。町を良くしたいという熱意が求められています。

条例を実のあるものにするためには

政治倫理条例は、なくてはならないもの、しかし、疑惑や罪を作らないためにも、しっかりと見守る事が必要です。

政治倫理条例の内容（概略）

条例制定の目的（第1条）

町政は町民のみなさんの信託であることを認識し、町長等（助役、収入役、教育長）および議員が政治倫理の向上に努めるとともに、併せて町民も町政に対する主権者としての自覚のもとに、公正で開かれた民主的な町政の発展に努めること

町長等および議員の責務（第2条）

町民全体の代表としての自覚

政治倫理の基準（第3条）

町長等および議員の守るべき5項目の基準

- 不正の疑惑をもたれる行為をしない。
- 金品の授受をしない。
- 請負契約、物品納入契約に関して業者の推薦、紹介をしない。
- 町職員採用の推薦、紹介をしない。
- 政治活動に関して、企業、団体等から寄付等を受けない。

町民の責務（第4条）

主権者としての自覚をもち、町長等および議員に対し、働きかけを行ってはいけない6項目を設定。

町職員採用に関する依頼

- 発注工事の指名依頼
- 下請け業者の選定依頼
- 使用資材等の購入指名依頼
- 道義的批判を受ける寄付行為
- 飲食の供与など社会通念上疑惑をもたれる行為

資産報告の提出（第5条）

高潔性を証明するため、毎年1月1日現在の資産を5月31日までに提出。

資産報告書の記載事項（第6条）

- 収入、贈与およびもてなし
- 資産（土地・建物・不動産の権利、動産、預貯金・有価証券、信託に関する権利、貸付金・借入金・保証債務・ゴルフ会員権）
- 地位および肩書
- 町税、使用料、上下水道料金等の納付状況

政治倫理審議会の設置（第7条）

資産報告された報告書の審査をするための組織の設置。

資産報告書の審査（第8条）

提出された報告書の審査を行い、意見

書を提出する。

審査結果の閲覧（第9条）

審査会から提出された意見書を閲覧させ、広報紙等に掲載する。

町民の調査請求権（第10条）

閲覧によって、その内容に疑いや倫理に反する行為があったときは、それを証する資料を添えて調査請求できる。

虚偽報告書等の広報（第11条）

資産報告書の遅れ、うその報告や調査に非協力などあった場合は広報紙等で公表。

釈明のための説明会（第12条～14条）

贈収賄容疑により逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、説明会の開催を求め釈明するものとした。

贈収賄罪確定後の措置（第15条）

罪により判決が確定した場合、法により失職する場合を除き、必要な措置を取ることができる

町の公共事業の契約に対する遵守事項（第16条）

2親等以内の親族は、地方自治法の主旨を遵守し、町の請負契約等を辞退するよう努め、疑惑の念を生じさせないようにした。

予防接種の制度が変わりました

感染症から子どもを守る予防接種

子どもは生まれてから半年ぐらいは、特にこれといった病気にはかかりません。

これは、子どもがまだ母親の体内にいたときに胎盤を通して母親からもらった免疫を生後もしばらくもっているからです。しかし、この時期を過ぎると赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防しなければなりません。

これに役立つのが予防接種で、病気に対する免疫をつけることができます。

新しい予防接種制度とは

伝染病が少なくなった現在、予防接種による副作用が社会問題として大きくとりあげられるようになって、接種に不安をもつお母さんが多くなってきました。

伝染病が減ったことはよいことですが、だからといって、予防接種が無用になったことにはなりません。このような中、平成6年10月から予防接種法が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

- ①義務接種から勧奨接種へ：今までの「しなければならぬ接種」から「接種しましょう」へ。
- ②安全な予防接種体制への整備
- ③健康被害（事故）に対する保障の充実
- ④保護者の意志の確認：「この予防接種は何のためにするのか」「どんな副反応があるのか」などを十分に理解していただいた上で、予防接種を受けさせるかどうかを保護者に決めていただきます。
- ⑤予防接種の種類の変更
 - ジフテリア、百日せき、ポリオ、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核の8種類になりました。
- ⑥接種できる年齢の変更：表のとおりです。

赤池町ではこう変わります

- ★予防接種を受ける前に「説明書」をよく読み、理解したうえで接種をしていただきます。
- ★問診票が変わり、質問事項が詳しくなりました。何か気になることがあれば相談してください。
- ★接種当日は、必ず医師による診察（聴診など）があります。
- ★体温は接種会場で測ります。
- ★予防接種を希望する場合は、今までは印鑑でしたが、保護者のサイン方式になりました。
- ★母子手帳に接種済みの印を押しますので必ず忘れないよう持参

接種対象年齢

(平成7年4月から実施)

	3カ月	6カ月	9カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
ポリオ(2回)	■	■																
三種混合Ⅰ期(麻疹・ジフテリア・破傷風)	■	■	■															
Ⅱ期																		
麻疹(はしか)																		
風しん																		
日本脳炎																		
BCG																		

↓ 接種 ■ 町で行われる年齢 □ 接種が定められている年齢

(注1) BCG: 小学校1年生、中学校1年生でツ反検査で陰性の人はBCGを受けます。小学校1年生、中学校1年生でBCGを受けた人は、小学校2年生、中学校2年生でツ反検査で陰性の場合再度BCGを受けます。(□部分)

(注2) 風しんは、平成7年度から11年度までの間、小学校1年生の人でも接種を受けます。また、平成7年度には小学校2年生で生後90カ月までの人も接種を受けます。中学生については、平成7年4月1日～平成15年9月30日までの間実施します。

予防接種に関する問い合わせ 役場 福祉健康課・健康衛生係 ☎28-2004 (内線249) 乳児相談、健診等をご利用ください。

回覧、広報等に注意してご覧下さい。(年間行事予定表は3月中旬に配布します)

してください。また表のとおり16歳までが対象年齢となっておりますので、それまで母子手帳を保管してください。

幼児で接種するようになります

たので、経過措置をとっています。計画的に接種できるように保護者のみなさんのご協力をお願いします。

今後、母子手帳と一緒に予防接種についての冊子を交付します

で、なくさないよう保管し、よく理解したうえで接種会場へおいで下さい。